

## 令和2年度第1回愛知県都市計画審議会

令和2年7月9日（木）午後2時

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から10月31日までをさわやかエコスタイルキャンペーン実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は、軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、傍聴される方々をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るかマナーモードにさせていただき、かばん等にしまってください。録画録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

### 【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

会長の中村でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年度第1回愛知県都市計画審議会の開催に際しまして、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先週以来全国各地で大変な大雨による、激甚災害とでも言うべき災害が起こってまして、昨日は岐阜県、近くの岐阜県でも大変な被害だったということです。

昨年の秋のこの審議会の場でも申し上げさせていただいたんですが、日本は、少子高齢化といって大変難しい問題に加えて、今後、こういった激甚災害等への対応というものがやっぱり宿命的に課せられた課題になってくるということですね。

そういった中で、地域をどういった形にしていくのか、まちづくりをどうしていくのかということは、今後一層大変重要な役割を果たしていくことになるわけでございます。

したがって、都市計画審議会の委員の皆様方におかれましては、今後とも、それぞれ御専門の見地から活発に御意見を頂きますとともに、議事が円滑に進行するよう御協力をお願いいたしまして、私からの御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

ありがとうございました。

本日の会議では、議案等の資料は全てタブレット端末でございます。委員の皆様には、ペーパーレス化への御協力をよろしくをお願いいたします。

ただし、このタブレットの機能では、メモ書きが保存できないなど使いづらい面もございますので、紙資料も予備がありますので、必要な場合は事務局職員にお声がけください。

なお、傍聴人の方々は、タブレットの御用意がございませんので、紙資料となります。

続きまして、タブレット端末の操作方法について御説明させていただきます。事務局職員も一緒に操作しますので、必要に応じて御覧ください。

初めに、タブレット端末の画面が暗くなっている方は、下側中央にございますボタンを1回押していただきますと、画面が起動します。

もう一度ボタンを押していただきますと、タブレット端末に資料が6つ表示されましたでしょうか。

表示されない場合は、職員にお声がけください。

よろしいでしょうか。

上段左側から2番目の「1 第1号議案」をタップして開いていただきますと、まず議案が表示されます。

画面をスライドしていただくと、資料を進めたり戻したりすることができます。また、2本指で端末の画面を広げたりつまんだりするような操作、ピンチ操作という操作でございますが、これをしていただきますと、画面を拡大・縮小できます。更に、縮小されていない画面で縮小のピンチ操作をしていただきますと、ページ一覧が表示されます。御覧になりたいページをタップしていただくことで、目的のページに素早く移動ができます。

また、画面左上の矢印のマークをタップしていただきますと、資料の一覧に戻ることができます。左上の矢印が表示されていない場合がございますが、その場合は、画面の中央

部分をタップしていただきますと、矢印が表示されます。

それでは、左上の矢印をタップして最初の画面にお戻りいただけますでしょうか。

なお、図面につきましては、2人に1台設置してございますモニターを活用して御説明させていただきます。

次に、マイクについてですが、御発言の際は、マイクの右下にある紫色のボタンを押して発言してください。

機材の不具合、操作方法の不明点等がございましたら、後方の事務局職員にお声がけください。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレット端末の画面左上にある「0 次第等」をタップして開いていただけますでしょうか。

2ページ目を開いていただきますと、「愛知県都市計画審議会 委員名簿」がございましたので、御覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いしました新城市長の穂積亮次委員でございますが、本日は、所用により御欠席でございます。

県議会の議員として委員をお願いいたしました峰野修委員でございます。

山下智也委員でございます。

山田たかお委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】**

お願いします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

平松利英委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 平松利英）】**

よろしくお願いします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

福田喜夫委員でございます。

**【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】**

よろしくお願いします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

安井伸治委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 安井伸治）】

お願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

次に、令和2年度の当審議会の幹事でございますが、3ページ目に愛知県都市計画審議会幹事名簿がございますので、この名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

では、議事に進みたいと思います。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることになっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、私が議長を務めさせていただきます。よろしく願いします。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づきまして、議事録署名者として、秀島栄三委員、山田たかお委員を指名いたします。

また、先ほど事務局から御紹介がありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました穂積亮次委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち、峰野修委員、山田たかお委員、福田喜夫委員。以上の方々を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日御審議いただきますのは、先ほどのタブレットの「0 次第等」の最後のページを表示させていただきますと、議案の一覧でございますように、第1号議案「東三河都市計画道路の変更について」から第4号議案「名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」までの4議案でございます。

それでは、これより審議に入ります。

第1号議案「東三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 林克行】

都市計画担当課長の林でございます。恐縮でございますが、着座にて御説明させていた

できます。

私からは、第1号議案「東三河都市計画道路の変更について」、机上のモニターにより、現地写真やアニメーションを用いて詳細に御説明させていただきます。

なお、お手元のタブレット端末につきましては、一度、最初の画面にお戻りいただきますと、6つのファイルが表示されるかと思いますが、その中から「1 第1号議案」をタップして開いていただきますと、議案書、議案概要説明書、図面の順に1つのファイルにまとめて用意しております。必要に応じて適宜御覧いただければと存じます。

それでは、説明に移らせていただきますので、モニターを御覧いただきますようお願いいたします。

今回の変更は、本審議会にも御報告させていただき、平成30年度に策定いたしました愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、豊橋市、豊川市及び新城市内における長期未着手の都市計画道路について必要性等を検証し、地元調整など準備が整った路線について、廃止等の変更を行うものです。

モニターには総括図を表示しております。

この総括図は、豊橋市、豊川市及び新城市の広域図となっております。オレンジ色の丸印で示しておりますのが、各市役所でございます。図面中央下寄りに豊橋市役所、同じく中央上寄りに豊川市役所、また、右上に新城市役所を表示しております。

今回廃止等を予定している路線は、赤色三重線の枠で名称表示している9路線が県決定の廃止及び一部区間の廃止を行う路線でございます。廃止区間を赤色の太い実線で示しております。また、緑色で名称表示している7路線は、この変更と同時に行われる市決定の廃止等を行う路線でございます。廃止区間を緑色の実線で示しております。その他の赤色一本線の枠で名称表示し、赤色破線で図面表示しております12路線は、県決定及び市決定の廃止等に併せまして交差箇所数などの関連変更を行う県決定路線となっております。

本議案につきましては、変更路線数が多いことから、まず最初に、廃止及び一部区間の廃止を行う県決定の9路線について説明をいたします。その後、関連変更を行う県決定の12路線につきましては一括で御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、廃止及び一部区間廃止を行う9路線について、順に説明いたします。

モニターには、図面番号2の豊川市北部の計画図を表示しております。図面中央下のオレンジ色の丸印が豊川市役所で、そこから3kmほど北に位置し、図面上部の赤丸で囲われた黄色実線が3・4・15号亀穴線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、豊川市が近代的工業都市として発展が想定される中、将来の市街地拡大に伴う都市交通の処理に対応するため、昭和 15 年に幅員 16m の幹線街路として都市計画決定されております。

その後の状況でございますが、当区間の周辺においては市街化が進まず、モニターに現地写真を表示しておりますが、計画位置には現道の一般県道千万町豊川線が、一部歩道は設置されていないものの幅員約 8 m から 16m で存在しており、交通機能の代替性を有しております。そのため、亀穴線のうち、北側の起点から東三河環状線までの約 1,530m について、一部区間を廃止するものでございます。

続いて、2 路線目でございます。モニターには、図面番号 3 の豊川市南部の計画図を示しております。図面中央左寄りに示しておりますのが JR 東海道本線愛知御津駅で、ここから東へ 2 km ほどに位置し、赤丸で囲われた黄色実線が 3・4・24 号中通線で、市街化調整区域を横断しております。

当路線は、将来の臨海方面への市街地拡大に伴う都市交通の処理に対応するため、昭和 15 年に幅員 16m の幹線街路として都市計画決定されております。

その後の状況でございますが、当区間の周辺においては新たな市街地拡大は進まず、現在も優良農地が広がっており、今後も自動車交通の増大は見込まれない状態となっております。また、計画位置の近傍には平成 3 年に自動車専用道路の名豊道路が側道を含めて都市計画決定され、その後整備が進められており、周辺地域の円滑な交通処理が期待できるところでございます。そのため、中通線のうち、図面に示しております市街化調整区域の区間である約 1,910m について、一部区間を廃止するものでございます。

引き続き、同じく図面番号 3 の計画図を用いまして、3 路線目の廃止路線について御説明いたします。赤丸で囲われた黄色実線にて、図面中央上部から右下に縦断しておりますのが 3・4・75 号前芝国府線です。

当路線は、臨海方面への市街地拡大を支える幹線街路として、昭和 40 年に幅員 16m で都市計画決定されております。

その後の状況でございますが、前芝国府線の周辺においては市街化が進まず、モニターに現地の写真を表示しておりますけれども、計画位置の近傍には県道前芝国府停車場線が幅員約 8 m で存在しており、都市計画道路の代替道路としての交通機能を果たしております。更には、計画路線の西側に沿って、先ほども御説明いたしました自動車専用道路の名豊道路の整備が進められていることから、周辺地域の円滑な交通処理が期待できるところ

でございます。そのため、前芝国府線の全線約 5,630mについて計画を廃止するものでございます。

続きまして、4路線目でございます。モニターには、図面番号4の新城市中心部の計画図を表示しております。図面中央にオレンジ色の丸印で示しておりますのが新城市役所で、その下、南側を一級河川豊川が流れております。図面中央下寄りの豊川の南付近を起点とし北上した後、東へ向かい、市役所付近の中心部を通過し、図面右端の沖野線に接続しており、モニターに赤丸で囲われた黄色の実線が3・4・31号の町並線でございます。当路線は、昭和39年に幅員16mで都市計画決定されております。

この町並線につきましては、一部廃止する区間が2つに分かれておりますので、最初に南側の豊川を渡る区間について、次に東側の沖野線に接続する区間について、順に説明をさせていただきます。

まず、豊川を渡る赤丸で囲われた区間の整備状況でございますが、おおむね都市計画決定どおり整備済みとなっておりますものの、起点部の庭野交差点付近のみが都市計画どおりの整備済み状況とはなっておりません。

拡大図を右下に示しておりますので、御覧ください。現状の庭野交差点は、交差部分側も併せて右折車線が設けられており、円滑な交通処理が確保されております。モニターには現地写真を示しておりますが、この交差点以外の区間は両側に歩道も設置され、歩行者の安全も確保されております。そのため、町並線の起点から北側の入船線までの、主に市街化調整区域の区間である1,010mについて、一部区間を廃止するものでございます。

続いて、図面中央右寄りの赤丸で囲われた終点区間について御説明いたします。

この区間につきましては、全区間が未整備の状況でございます。一方、当区間に並行して2車線の一般県道能登瀬新城線が幅員約9mで存在しており、都市計画道路の代替機能を有しております。モニターに現地の現道の写真を表示しておりますけれども、路側帯には帯状のカラー舗装により歩行者の安全対策も実施されております。また、当区間の終点部付近の平井地区におきましては、現在、この町並線の整備を前提としない形で、地区計画により現状の町並みの維持、保全を重視した良好な住宅市街地の形成が進められております。これらのことから、町並線の終点区間約570mについて一部区間を廃止するものでございます。

引き続き同じ図面で、5路線目でございますが、一部区間の廃止について御説明いたします。図面中央左寄り、新城駅の東側で南北に赤丸で囲われた黄色実線が、3・4・76号的

場線の廃止区間でございます。

当路線は、北側の豊川新城線を起点に、JR 飯田線と立体交差で計画され、新城市役所付近へ至る路線でございます。市街地内の交通を周辺の幹線道路へ誘導する機能を有する補助幹線街路といたしまして、昭和 39 年に幅員 18m で都市計画決定されております。

整備状況といたしましては、南側の市役所付近については計画どおり整備済みです。その他の区間は、モニターに現地写真を表示しておりますが、一般県道能登瀬新城線の現道が幅員約 12m で存在しており、都市計画道路の代替機能を有しております。

なお、現道と JR 飯田線は、現在踏切による平面交差となっているものの、自動車の交通量や鉄道の運行状況から、著しい渋滞は発生していない状況でございます。また、JR 飯田線との立体交差化による地域分断も懸念されることから、的場線の一部区間約 730m の都市計画を廃止いたしまして、踏切を含む現道を生かしたまちづくりを進めていこうとするものでございます。

続きまして、6 路線目でございます。モニターには、図面番号 5 の豊橋市南東部の JR 東海道本線二川駅周辺の計画図を表示しております。図面中央、南北に赤丸で囲われた黄色実線が、3・4・42 号大岩富士見線です。

当路線は、北側の国道 1 号線と南側の名豊道路を結ぶ補助幹線街路でございますが、昭和 40 年に幅員 16m で都市計画決定されて以降、現時点まで全線未整備となっております。モニターには現地写真を表示しておりますが、当路線に並行して現道の一般県道小松原二川停車場線が幅員約 10m で存在しており、都市計画道路と同等のネットワーク機能を発揮しております。また、当該路線の周辺地域では、今後も市街地の拡大は見込まれない状況となっております。そのため、大岩富士見線の全線約 3,330m を廃止するものでございます。

続きまして、7 路線目でございます。モニターには、図面番号 6 の豊川市南東部の名鉄豊川稲荷駅及び JR 豊川駅周辺の計画図を表示しております。図面中央、赤丸で囲われた黄色実線が 3・5・55 号柑子三上線で、豊川右岸の市街化調整区域内において昭和 40 年に幅員 12m で都市計画決定されたものです。

その後の状況でございますが、周辺地域においては市街化は進まず、モニターに現地写真を表示しておりますが、計画位置には現道の一般県道豊橋一宮線が幅員約 8 m で存在しており、都市計画道路の代替機能を有していることから、柑子三上線の全線約 2,770m を廃止するものでございます。

続きまして、8路線目でございます。モニターには、図面番号7の新城市西部のJR飯田線野田城駅周辺の計画図が表示されております。赤丸で囲われました黄色実線にて左上から右下へ走っておりますのが、3・4・68号野田城線です。

当路線は、豊川新城線を起点に、JR飯田線と立体交差し、豊川を渡り、豊川左岸地域に至る路線でございます。昭和39年に幅員12mで当初の都市計画決定がなされ、その後、平成元年に幅員等の計画変更を経まして、現在は幅員16mで都市計画決定されております。

当該路線の整備状況といたしましては、豊川橋梁部など一部区間については都市計画決定どおり整備済みでございますが、その他の区間は未整備となっております。一方、当路線の同位置には国道301号、一般県道新城引佐線、新城市道の現道が存在しておりまして、それぞれ2車線の車道部と歩道を含め幅員約12mから16mで確保され、都市計画道路と同等のネットワーク機能を有しております。また、市街化区域内の現道区間では歩道整備が進められておりまして、歩行者の安全性の確保が進んでおります。一方、現道とJR飯田線は、現在、モニターに示しておりますとおり踏切による平面交差となっているものの、自動車交通量や鉄道の運行状況から著しい渋滞は発生していないところでございます。また、JR飯田線と立体交差化による地域分断も懸念されることから、野田城線の全線約1,930mの都市計画を廃止し、現道の踏切を生かしたまちづくりを進めていくこととするものでございます。

続きまして、廃止路線の最後、9路線目の説明となりますが、モニターには図面番号8の豊川市北部の名鉄国府駅周辺の計画図を示しております。図面中央上寄りの赤丸で囲われた黄色実線が3・5・70号平尾線です。

当路線は、名鉄名古屋本線沿いの市街地の拡大を想定し、昭和40年に幅員12mで都市計画決定されております。

その後の状況でございますが、当路線の周辺においては市街化が進まず、モニターには現地写真を表示しておりますが、当区間の計画位置には現道の一般県道豊川片寄線が幅員約7mから12mで存在しており、都市計画道路の代替機能を有しております。そのため、平尾線のうち、主に市街化調整区域内である北側の起点から大池線との交差部までの約1,410mについて、一部区間を廃止するものでございます。

以上で、廃止及び一部区間の廃止を行う県決定の全9路線についての説明を終わります。

続きまして、これら廃止等に併せて関連変更を行う県決定の12路線について、一括で御説明させていただきます。

それでは、関連変更について一例を用いて説明させていただきます。

モニターには図面番号2の、最初に御説明いたしました豊川市の3・4・15号亀穴線の一部区間の廃止に関する計画図を表示しております。

図面上側に茶色の実線で斜めに表示しておりますのが3・4・19号桜町千両線でございます。廃止する亀穴線との交差部を赤丸で囲っておりますが、亀穴線の一部区間廃止に伴い、この交差箇所が1ヵ所減となることから、桜町千両線の幹線街路との平面交差箇所数を7から6に変更いたします。

モニターには、図面番号1の全体の総括図を表示させていただいております。

冒頭でも御説明いたしましたとおり、総括図では廃止及び一部区間廃止を行う県決定の9路線を赤色三重線の枠で名称表示しております。また、今回の3市では市決定の路線の見直し手続も同時に進められておりまして、それらの廃止路線は緑色の三重線の枠で名称表示しております。

今回の3市における県決定の9路線、また、市決定の7路線の計16路線の廃止等に併せまして、先ほど御説明いたしました交差箇所数の減、又は交差点部の区域変更などの関連変更を行います。これらの変更は、赤色一本線の枠で名称表示をしております12路線で同時に行うものでございます。

以上が、全ての変更内容の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和2年4月10日から4月24日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、豊橋市、豊川市、新城市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしく申し上げます。

**【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】**

山田たかおです。

図面番号7の3・4・68号野田城線の件であります。路線の横に横浜ゴム新城工場とい

う大きな工場がありますけれども、こちらは、きっとこの道路の計画に基づいて計画されたんじゃないかと思われませんが、それとの整合性が取れているかということと、それから、上空からの写真を見ると、予定地というか先行取得した用地がたくさんあるように見えますが、先行取得した用地との整合性が取れているのかということをお教えください。

【都市計画課担当課長 林克行】

すみません、最初の質問、どのような。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

計画路線上の北側というか、横浜ゴムの新城工場というのがあります。

横浜ゴム新城工場がありますが、こちらは、この道路ができるという前提で出てこられたのではないかというふうに推測しますが、そちらとの整合がちゃんと取れているのかということと、それから、先行取得した用地との関連について教えてください。

【都市計画課担当課長 林克行】

担当課長林でございます。

この野田城線につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、平成元年に一度幅員の変更をしております。その際には既にこちらの横浜ゴムの新城工場は現地にございました。立体交差の変更を平成元年にしているんですけれども、この新城工場がある状態で側道等の計画をしておりますので、もともとの当初の都市計画決定時点でこの工場があったかどうかというのはわからないところですが、立体交差を前提としてこちらに立地されたということではございません。

もう1点の御質問の先行買収のお話ですが、この都市計画どおり買収をしているかどうかというお話でありますと、現道の部分が今、新城市で一部歩道設置はなされている状況でございますが、都市計画道路の形で先行買収をしたということは特段聞いておりませんので、そういった意味では、今回都市計画を廃止しても特段問題にならないということで把握しております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいですか。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

峰野委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

今の山田先生の質問とちょっと関連したのと、それ以外のことで少し伺いいたします。

今回、たまたま私の地元新城の都市計画道路が3路線、4か所の廃止ということで、個人的にはありがたいと思っております。ただ、それにつきまして少し要望といいますか、確認です。

野田城線について、今おっしゃった歩道の問題です。

これ、当時新城市の建設部長さんが、子供さんが通るのに危ないから何とかここを広げたいということで、JRと交渉しようということで、道半ばにして亡くなられたんです。

ここの道路のいわゆるオーバーステップですか、これはもう現実的でないということで、それはそれでそのとおりだと思われまます。ただ、県においても、市に協力していただき JRと交渉していただいて、何とかこの通学路の確保といいますか、踏切の安全の確保ということを是非お願いしたいと。

同じことが、的場線もそうです。的場線もオーバーステップとアンダーパスが2案あったと思いますけれども、これもやめたということで。あの辺にピアゴが残ってくれました。それについての交通量、大きな渋滞は出ていないという説明でしたけれども、やはりあそこが、踏切がネックになっているんですね。ですから、ちょっとその辺も、JRに対しても交通を少し円滑化が図れるような方法がないか御検討いただきたい。

地元の建設事務所の説明ですと、的場線のほうですけれども、踏切側の上のほう、いわゆるバイパスに向けてのところを少し西側の拡幅をしようかと、歩道を造ろうかという計画があると聞いていますので、都市計画課の所管ではないかもわかりませんが、計画がなくなったからこれで私たちは知りませんというのではなくて、その後のフォローをしっかりとお願いしたい。

もう1つついでに申しますと、町並線の平井地区も、これが最終の終点のところから東側に県有地、県営住宅が建っていて、私有地もあるんですけれども、その道路が狭くてなかなか売れないと。まだ多分売れていないと思います。

ですから、都市計画道路をやめるのは時代に応じて必要だと思うんですけれども、今ちょうど画面に出ていますけれども、沖野線のぶつかったところから東側ですね、その辺が少し道路が広がると町並みがきれいになって、県有地や私有地が売れて住宅が建つかなと思いますので、道路だけでなく、そういった都市計画全体をフォローしていくというようなことをお願いしたいと思います。

以上です。

**【都市計画課担当課長 林克行】**

担当課長林でございます。

貴重な御意見、ありがとうございます。

今御意見頂いたとおり、今回都市計画道路の変更に当たりましては、ただ単に廃止するということが道路だけで考えるものではなくて、まちづくりと一体的、総合的に考えていく必要があると考えております。

先ほどの野田城線につきましては、これ、新城市さんが踏切部の拡幅も含めまして前後の歩道設置に向けて、今後は必ずしも都市計画どおりということではなくて、地元の要望ですとか必要性に応じて柔軟に対応していくということで、県道部分も含めまして、今後の事業を柔軟に進めていける形にはなるのかなと思っております。

まちづくりの関係ですと、先ほど地区計画のお話をさせていただきましたが、平井地区につきましては新城市さんで地区計画をつくられています。道路につきましても狭あい道路の整備事業というものがございます。それで2 mから5 mの道路の整備を既に進められておりますので、私ども県としても、そういった形で必要な支援はしていきたいと考えております。

ありがとうございます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

よろしいでしょうか。

そのほか、御意見、御質問ございましたら、お願いします。

福田委員ですね、お願いいたします。

**【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】**

各路線の廃止に関わりまして、御説明の中でほとんど代替道路があるということでございますが、この都市計画決定から外れた後の代替道路の整備、引き続きの整備については、県としてどのような考え方。優先順位は後になるのか、廃止になったからある程度優先的に代替道路の整備について支援していかれるのか、お伺いします。

**【都市計画課担当課長 林克行】**

担当課長林でございます。

都市計画道路廃止した後の現道につきましては、地域の交通量の状況ですとか、先ほどの歩行者の状況等を併せまして、地元の要望も含めて優先順位を決めていくという形にな

ろうかと思えます。

ですから、廃止した時点ですぐに、そこでこういう順番でということはないですが、今後そういったところを十分話し合いをして進めていくという形になろうかと思えます。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

お願いいたします。

**【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】**

ありがとうございます。

やはりそのあたりをしっかりとフォローしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にそのほか御意見、御質問はないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】**

尾張建設事務所建築課長の大岩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

第2号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明させていただきます。

早速ではございますが、タブレットで第2号議案をお開きください。1枚目から3枚目までは議案書となります。4枚目が議案概要説明書となります。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、中部スチール株式会社 代表取締役小山佳延。

名称は、中部スチール株式会社 木材チップ工場。

敷地の位置は、小牧市大字大草字藤助洞 3113 番 4 他 13 筆。

敷地面積は、2998.88 m<sup>2</sup>でございます。

処理施設の処理能力は、木くずの破碎を 1 日当たり 54 t となっております。

建築物は、延べ面積 374.79 m<sup>2</sup>の工場及び延べ面積 75.8 m<sup>2</sup>の事務所の、2 棟でございます。

申請者は、平成 24 年 12 月に設立された会社でございます。このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、木くずの破碎処理施設の整備計画を行ったところ、市街化調整区域における破碎施設の処理能力が 1 日当たり 5 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、モニターに映し出された総括図、図面番号 9 を御覧ください。

図面中央下の赤丸で示した、「建設地」と書かれたところが敷地の位置でございます。当該敷地は小牧市の東部に位置し、小牧ジャンクションから北東に直線距離で約 2.5km の市街化調整区域に位置しております。

次に、付近状況図、図面番号 10 を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。また、凡例、その他として示した建築物は、建設地北側が大学、東側が倉庫となっております。

周囲の状況は、北側が県道 196 号神屋味美線が、東側及び南側は資材置き場、駐車場が、西側は山林でございます。住居につきましては、最も近い住居が建設地の南西側にあり、直線距離で約 350m ございます。

次に、計画図、図面番号 11 を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが今回新築する建築物、紫色の線が廃棄物処理装置である破碎機でございます。

敷地への出入りは、北側の幅員 8.75m の県道 196 号神屋味美線からとなります。図面では黒い三角印で示してございます。

車両に関しては、従業員用及び搬出入車両用の駐車場を敷地内に確保し、また、搬出入

用車両の待機場所を適切に確保する等の搬出入計画についても、周辺への影響が出ないように配慮しております。

敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音・振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

また、関係市である小牧市長から、支障のない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

山田委員お願いします。

**【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】**

たびたびすみません。

図面番号10を見ると、東側に3・3・76小牧東部中央線という、計画道路というか路線があるように記されています。

まず、この道路とこの施設が完成後にきちんと整合性が取れるのかということと、それから、11番の図面で、その接合しているところに緑地帯がたくさん設置されておりますが、設置後にこの緑地帯がなくなるような気がするんですけども、どのような計画になっているのか教えてください。

**【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】**

建築課長大岩です。

まず、最初の御質問の計画道路との整合性については、今回、敷地から完全に計画道路をよけた形で計画をされております。

緑地につきましては、計画ラインをよけておりますので、なくなることはないと考えております。

**【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】**

改めて質問いたします。

当然、上から見た平面図ではそこに重なることはないということですが、この図面を見

る限り、この道路が非常に大きく新しいところに計画されているので、この高さが整合性があるかということが1点。

それから、この道路ができると、道路とつながっているところにも緑地帯が計画されていますが、この道路と接したときにこの緑地帯がなくなるんでありませんかというのが2点目です。

もう一度お答えください。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

まず、1点目の件につきましては、まず、事業決定がされておらず、道路の形態、細かいところは計画がございません。したがって、その断面的、高さ的な整合性はまだ取っていませんということでございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

御質問もう1点ありますね。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

したがって、緑地については、今のところ保全されると考えております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほかございますでしょうか。

峰野委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

峰野です。

都市計画審議会の内容には外れるかもわからないですけども。

木材チップ工場でございます。これ、建築廃材なのかいわゆる林地残材なのか、そういった内容についてのあれはございますか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

今の御質問ですが、主に市内の取り壊し現場から搬入されると聞いております。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

建築残材という意味でよろしいですね。建築廃材か。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

はい。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

それで、このチップにしたものをどのように利用するという、そういう質問。目的というか、いわゆる製紙工場へ持っていくのか木質バイオマス発電に持っていくのか、その辺についての説明というのはなされていますか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

主に木材チップとして販売ということを知っております。販売先につきましては、県内及び近隣のバイオマス発電事業者へ販売するということを知っております。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

わかりました。

これ余談ですけども、建築廃材って、54 t 日量というのが、これマックスですから、これだけずっと定量的に入ってくるとは限らないわけですけども。一時的には建築廃材が出てきますけれども、将来的にかなり減ってくると思うんですね。その辺についての経営計画的なものというのは出てるのか出ていないのか。

今の需要、いわゆる建築廃材の需要というのは予測されているのかどうか。それ、最後にお伺いします。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

事業者のほうから、将来に関する需要に対しての回答は聞いておりません。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいですか。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、そのほかに御質問、御意見もないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第3号議案「稲沢市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程い

たします。

県当局の説明を求めます。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

尾張建設事務所建築課長の大岩でございます。引き続きよろしくお願いたします。

第3号議案「稲沢市における特殊建築物の敷地の位置について」でございます。

早速でございますが、タブレットで第3号議案をお開きください。先ほどと同じ、1枚目から3枚目が議案書、4枚目が議案概要説明書となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

当案件は、第2号議案と同じく、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画法上支障がないかを御審議いただくものでございます。

申請者は、コスモリサイクル株式会社 代表取締役三根健一。

名称は、コスモリサイクル株式会社。

敷地の位置は、稲沢市福島町沢西89番1他19筆。

敷地面積は9,758.58㎡でございます。

処理施設の1日当たりの処理能力は、廃プラスチック類の破砕を459.72t、木くずの破砕を699.22tとなっております。

敷地内の建築物は、既設事務所始め13棟と今回新設する工場棟の合計14棟で、延べ面積は3,235.41㎡でございます。

申請者は、平成7年に産業廃棄物処分業の許可、平成19年及び平成25年に建築基準法第51条ただし書きの許可を受け、申請地において産業廃棄物の破砕を行っております。このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため事業拡大を行い、産業廃棄物を処理する施設の新設及び更新を計画したところ、敷地を拡張することとなり、また、産業廃棄物の処理能力が前回許可を受けた時点の1.5倍を超えることとなったため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、モニターに映し出された総括図、図面番号12を御覧ください。

図面中央下の赤丸で示した、「建設地」と書かれたところが敷地の位置となります。当該敷地は稲沢市の南部に位置し、稲沢市役所から南に直線距離で約3.5kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、付近状況図、図面番号13を御覧ください。

建設地は、図面中央下寄りの赤い斜線で示した部分で、また、凡例のその他として示した建築物は、建設地西側にある野球場の器具庫及びトイレとなっております。

周辺の状況は、北側は市道 6363 号線が、東側は主要地方道県道 65 号一宮蟹江線が、南側は駐車場、資材置き場、田及び畑、西側は田でございます。

次に、施設計画について御説明します。

本施設は既存施設の更新でございますので、さきに現状の状況を御説明いたします。

現況配置図を御覧ください。現況配置図はタブレットに入っておりませんので、モニターを御覧ください。

赤色の実線が現況の敷地境界線を示しております。赤色の破線は今回の敷地拡張部分を、青色の破線は今回の敷地縮小部分を示しております。また、今回の計画では、黄色の塗りつぶした既設建築物は全て継続使用いたします。

次に、計画図、図面番号 14 を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫色の線が廃棄物処理装置である破砕機でございます。建築物は、東よりキャノピー、保管庫 3 棟と工場棟 3 棟、倉庫 (2)、機械室、鉄くず置き場を挟んで、油圧ユニット室、事務所、倉庫 (1)、作業場、そして西側に今回新設する工場棟 (4) がございます。

廃棄物処理装置は、工場棟 (3) に既存の装置が 1 基あり、工場棟 (4) には、新設する 2 基と既存から移設する 1 基の、合計 3 基を設置いたします。

次に、車両動線について御説明いたします。

敷地の出入りは、北側の幅員 7 m の市道 6363 号線からです。図面では、黒い三角印で示しております。場内は一方通行とするため、入り口を 2 か所、出口を 2 か所としております。出入りが少ないキャノピーのある自社給油所の部分につきましては出入口を 1 か所としております。

敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響評価調査指針に基づき調査を実施し、騒音・振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

また、関係市である稲沢市長から、支障がない旨の意見書の提出も受けております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

山田委員。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

お伺いします。

計画図で図面番号 14 番の計画敷地の中に、南側に 2 か所開いているところがありますが、これは何をするところですか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

南側の 2 か所につきましては、敷地外に借地しております駐車場からの出入りを示しております。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

これも上空からの写真なので、現地へ行ったわけではありませんが。それを見ると、この南側の 2 か所のところには処理をされた金属くずらしきものが保管されているような状況になっております。そうすると、これは計画の中に入れなければならない用地ではないかというふうに思いますが、現状はどうなっておりますか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

現状につきましては、一部パレット等の置き場、金属くずの一部置き場及び駐車場になってございます。ただ、計画につきましては、今回増設するに当たりまして、全て駐車場及び一部資材置き場となる予定でございます。

今回の敷地につきましては、市街化調整区域でございます。建築できる範囲を最小限にするということで、南側の駐車場及び資材置き場につきましては建築物を建てる予定はございませんので今回の敷地から除いておりますし、都市計画法の許可についても、今回の敷地を含めない形で許可をするものでございます。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

ということは、南側の敷地は転用されていて、製品置き場若しくは駐車場というふうに転用されているということですか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

現在、そういう資材置き場、駐車場になっておりますし、今後も引き続き駐車場と一部の資材置き場という計画にはなっております。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

現状はそうなっていると思いますが、きちんと転用がされてそうなっているのかということですが。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

既に農地転用されて、資材置き場とされております。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

最後に。

現状を見ていないので言いにくいですが、隣に畑があります。製品置き場の横にですね。その敷地にはほぼいっぱい製品が置いてあって、周りに影響がないというのはちょっと考えにくいかと思います。

私としては、ここは一体の敷地として管理すべきだと思いますので、法律上問題がなければ構いませんが、是非それは考えていただきたいと思います。

以上です。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

尾張建設建築課長、よろしいでしょうか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

委員の御意見につきましては、申請者には伝えようと思っております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

峰野委員。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

峰野です。

また木くずの破碎ということなので、それに関連して、この全体のレイアウトの関係で少し質問させていただきます。

まず、今画面上出ています14番、この右下の角をやめましたという理由は、何か理由があるんですか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

今回、右下の部分につきましては、借地で地主に返却することとなるため敷地から除外するというものでございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

わかりました。

それと、この図面上で、公害防止上有効な塀ということで、青いラインでずっと引いてございます。この塀というのは、イメージとしてはどんなような塀なんですか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

3 mから4 m、鋼板製の、遮音性もある鋼板製の塀ということになっております。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

確認します。3 mから4 mぐらいの高さで鋼板。鋼なんですね。鋼の厚みってどのぐらいある。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

材料の厚みまでは確認しておりません。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

騒音ということを意識した塀という意味でよろしいですか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

はい、そのとおりでございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

破砕機について少し。

これ、3か所。1か所が3か所になるかと思うんですけども、廃プラと木材チップというのは破砕機で分けるのか、同じ破砕機で時間的なあれで分けるのか。計画はどのようになっていますか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

主に、計画では再資源化する廃プラ及び木くずにつきましては、新工場のほうで行うと聞いております。

また、破砕機械については、同じ機械を使用するというところでございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

この都市計画審議会で議論する議論ではないかと思うんですが、破砕機って、廃プラを破砕する機械と木材を破砕する機械とは違うと思うんですね。ですから多分、この3つを据えたということは、ものを分けて破砕されるであろうとは思いますが。

もう1つ、木くずが、先ほどの小牧の方は日量54 t、こちらは699 t。何と12倍ぐらいの量を破砕しようという計画ですけども、ここもやはり建築廃材ですか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

主に市内及び周辺の市町からの建設廃材の搬入の予定です。

ただし、処理能力は大きいですが、処理計画としては日 15 t という計画でございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

多分そのぐらいしか集まらないと思うんだよね。1日 15 t とか、20 t ぐらいまでとかね。それはそれでそのとおりだと思います。

最後に質問します。

この新設工場棟のこの建物そのものの、防音とか粉末の飛散を防ぐような工場の建物にするのかどうかの確認はされていますか。何か計画がありますか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

新工場につきましては、外壁をプラスターボードを下張りした上に鋼板を張るという形で計画しております。

また、出入口につきましてはエアシャッター等をつけまして、極力外部に漏れないような形で計画していると確認しております。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

今のあなたの御回答ですと、工場棟そのものもプラスターボードないしは鋼板があつて、いわゆる防塵・防音・振動もこの工場で一旦防いで、なおかつ外の塀でやりますという、二重に防御しますという意味でよろしいですか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

委員の御指摘のとおり、建物の仕様及び緑地帯及び鋼板製の塀という形で、隣地境界に接したところでの評価をしております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

福田委員。

【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】

まず1点目ですが、過去に、この増築前ですね、この事業所において騒音ですとか飛散、保管物の飛散ですとか大型車両の出入りなどで苦情等は把握していますか。

【尾張建設事務所建築課長 大岩幸司】

特に把握しておりませんが、事前に周囲に対する事前説明をしたときの意見として、夏場の窓を開けっ放しのときの臭気について少し気になることがありますということで御意見を頂いております。

それにつきましては、新設工場をつくることで室内に破砕機を設け、極力外部への粉塵及び騒音、振動を抑える形を取りますので、そういった説明で御理解をいただいております。

**【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】**

わかりました。

こういったこと、増築計画のときには地区でしっかりと説明会をやっていただきながら、先ほど市長さんのほうの了解を得ているということでございますので、引き続き。許可しておしまいでなくて、やっぱり引き続きの監視と、環境局等の関係もあると思いますので、どうかその辺も丁寧に扱っていただきたいと思います。

以上です。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

よろしいでしょうか。

そのほか、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決いたします。

第3号議案につきましては、都市計画上支障のないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第4号議案「名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」をお諮りいたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課課長 齊藤保則】**

都市計画課長の齊藤でございます。よろしくお願いたします。

第4号議案「名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」説明させていただきます。失礼させていただき、着座にて説明させていただきます。

タブレットの第3号議案を閉じていただきまして、第4号議案のファイルをお開きください。1枚目と2枚目が議案書、3枚目からは参考資料となっております。

初めに、4枚目の参考資料1、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱を御覧ください。

この要綱は、第1条にありますとおり、環境影響評価に関する事項を調査審議するために、専門部会の設置及び運営に関する事項を定めたものでございます。第2条では、専門部会は都市計画審議会が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するとなっております、また、第3条には、専門部会は審議会の議決により設置するとなっております。

そこで、本日は、名岐道路の都市計画決定に関する愛知県環境影響評価調査専門部会の設置について御審議をいたごうとするものでございます。

タブレットを2回スワイプしていただき、参考資料2をお開きください。

モニターには少し詳しい図面を表示しておりますので、まずはモニターを御覧ください。

名岐道路の概要についてでございますが、モニターの図面は右が北側方面となっております、一宮市を中心に、右側が岐阜方面、左側が名古屋方面となっております。そして、図面中央、左右に紺色の太い実線で示しておりますのが国道22号でございます。

名岐道路は、この国道22号に沿って名古屋都市圏から一宮市を経由し岐阜都市圏を結ぶ広域幹線道路でございまして、尾張都市計画区域マスタープランにおきましては整備を推進していく路線として位置づけております。

左下に、名高速一宮中入口と書かれた地点がございまして、ここから左側の名古屋方面、黄緑色の部分につきましては、名古屋高速道路として既に供用されており、全線立体構造となっております。なお、この一宮中入口から名高速一宮東出口までの約1.4kmの区間につきましては、名古屋行き上り線のみ片側断面での都市計画決定がされております。

今回は、この名古屋高速一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曾川インターチェンジまでの約7.5kmの区間を都市計画道路として位置づけようとするものでございます。

この区間は、渋滞や事故などの交通課題が顕著で、名岐道路の整備によってこれを解決するとともに、広域幹線道路ネットワークを充実させ、県内外の交流促進による活力の向上や、産業のさらなる拡大・強化などに寄与するものと期待されます。

タブレットの参考資料2にお戻りください。

画面真ん中あたりの3つ目の丸にございますとおり、現在、国により環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書手続が進められておりまして、本年4月には国が配慮書を公表し、7月には手続が終了する予定となっております。

また、この手続と並行して、現在、国では、南側の供用している区間と同様全線立体構造とすることや、中間にインターチェンジを設けること、一宮インターチェンジのフルジャンクション化、一宮木曾川インターチェンジのジャンクション化などについて検討が進められております。

タブレットを次のページにスワイプしてください。

2の都市計画に定められる環境影響評価対象事業に関する特例についてでございますが、環境影響評価法の規定により、環境影響評価の手続は、対象事業を都市計画決定する場合には都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、都市計画の手続に併せて実施することとされております。

都市計画決定と環境影響評価の流れはタブレットの図のとおりで、現在、国において計画段階環境配慮書手続が行われておりますが、方法書以降の手続は、都市計画決定権者でございます県が国から引き継ぎ、上段の都市計画手続と下段の環境影響評価手続を同時に進めてまいります。

この両手続を進めるため、本日、赤い四角で囲んでおります専門部会設置の御審議をお願いするところでございます。

続きまして、3の今後の予定を御覧ください。

本日、専門部会の設置がお認めいただけましたら、この後、国の配慮書手続の終了を待ちまして、8月頃から県におきまして環境影響評価の手続を進めてまいります。そして、11月頃に第1回目の専門部会の開催をお願いしていきたいと考えております。

なお、説明は省略させていただきますが、タブレットをスワイプしていただきますと、参考資料3として、国が取りまとめました計画段階環境配慮書の要約書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

**【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、専門部会の設置についてお諮りいたします。

都市計画決定に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するため、愛知県都市計画審

議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条の規定に基づき、専門部会を設置することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、当審議会に専門部会を設置することと決定いたしました。

次に、専門部会を組織する委員については、専門部会要綱第4条に基づきまして、審議会において会長が指名するとなっておりますので、タブレットの最初の画面、右下にあります「5 別紙」をタップして、2ページ目を御覧ください。

この専門部会委員案に基づきまして、専門部会要綱第4条及び第5条の規定により、専門部会の委員及び部会長を指名させていただきます。

部会の委員といたしまして、名古屋工業大学教授秀島栄三委員、東海学院大学教授岡本真理子委員、中京学院大学教授梶田悦子委員、名古屋大学大学院准教授井料美帆委員、名城大学教授岡田恭明委員、愛知教育大学名誉教授芹沢俊介委員、三重大学名誉教授朴恵淑委員、以上7名の委員の方々を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。また、部会長には秀島栄三委員を指名いたします。

委員の先生方には、大変お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症について、引き続き感染拡大の防止に努めるという観点から、今後の審議会の運営に関し、ウェブ会議方式による開催などについて事務局と検討していきたいと考えております。

また、次回審議会開催時に、感染拡大等の状況によっては急遽、ウェブ会議方式などでの開催としなければならないことも考えられます。

その場合には、愛知県都市計画審議会運営規程第15条において、「この規程に定めない事項は、会長が定める」となっておりますので、事務局との検討結果を踏まえた上で、審議会の開催方式については会長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、特段御意見等もございませんので、事務局と検討してまいりたいと思います。

委員の皆様には、議事の円滑な進行に御協力頂きまして、誠にありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 19 分)